

公的不動産に関する調査研究会（日本不動産研究所主催）

「第1回 新地方公会計制度における資産評価」

議事要旨（平成20年12月15日開催）

■公会計に関する現在の状況について

＜地方公会計の整備促進に関するワーキンググループの活動について＞

- 公会計WG等にてルール策定を行ってきたが、公会計は企業会計と理念から異なり、地方公共団体の規模・体制等も様々であるので、特に実務的な課題についてはこれから多く出てくると予想される。

＜公会計制度の趣旨等＞

- 資産・債務改革のツールとして、財政健全化法及び新地方公会計制度改革がある。
- 基準モデル及び改訂モデルの作成に不可欠な固定資産評価について、既に400近い地方公共団体に作業中である。
- 中小の地方公共団体の財務書類作成が円滑に進むよう、総務省の公会計WGでは各種支援ツール※の公表を予定している。
※「新地方公会計モデルにおける資産評価実務手引」、「新地方公会計モデルにおける連結財務書類作成実務手引(総論編・基準モデル編・総務省方式改訂モデル編)」など。

＜宇城市の取り組み＞

- 当初、売却可能資産については、あまり重きを置かず、評価も平均単価を採用していたが、議会等への説明が必要となった。
- 総務省方式改訂モデルを先行的に導入している。台帳整備と資産評価の重要性を再認識しつつ作業を進めている。

＜地方公共団体の取り組み状況＞

- 実務上の対応に迷う場面が多く、地方公共団体独自で、実務研究会報告書だけで対応するのは難しかった。
- 地方公共団体の状況は様々であることから、資産評価実務手引公表後、実務上のサポート支援をしていくことが重要である。

■資産評価における実務的対応について

- 事業用資産・インフラ資産・売却可能資産は、それぞれ資産の性格や数が異なるので評価方法も異なってくる。
- 事業用資産は大量一括評価になじむ固定資産税評価の活用が求められるが、売却可能資産はその性格上、鑑定評価等の個別評価をすることが望ましい。
- 売却や有効利活用のシミュレーションのためには、各地方公共団体でどういう数字が計上されているのか、という基準は明確にする必要がある。
- 地方公共団体の状況は様々であることから資産評価実務手引公表後も実務上のサポートをしていくことが重要である。

以上